

実験モニターに関する規約(モニター規約)

本規約は、文部科学省革新的イノベーション創出プログラム（以下、本プログラム）において、受託者である国立大学法人名古屋大学未来社会創造機構（以下、甲とする）が実施する「新たなモビリティサービス実証実験(以下、本実験)」に参加いただくモニター(ボランティアドライバーを含む。以下、乙とする)に適用されるものです。

第1条(本実験の目的)

本実験は、甲が、本実験にモニターとして参加を希望する乙から予約システムの利用、ボランティアドライバーのマイカーへの同乗に関するデータを収集し、高蔵寺ニュータウン地区における新しい移動手段の提供に関する基礎データとして活用することを目的とします。

第2条(依頼内容)

- 1.乙は本実験において依頼を受けた内容を自らの責任において行うものとします。
- 2.乙は甲の依頼するアンケート調査に回答していただきます。
- 3.乙は、万一、実験の期間中、使用するシステムに何らかの異変が発生した場合は、速やかに使用を中止するとともに、甲に連絡し、その対応について甲の指示に従うこととします。

第3条(本実験の期間)

モニターとして参加いただく本実験の期間は、平成31年1月5日～平成31年2月28日までとします。なお、本実験への参加日は、別途、甲より乙に対して連絡することとします。

第4条(データおよび知的財産権の帰属)

- 1.本実験において取得されたデータは、甲に帰属するものとします。
- 2.本実験により生じる知的財産権は、甲に帰属するものとします。
- 3.乙は、甲に対し、個別にデータの開示を求めないものとします。

第5条(本実験の中断、変更)

モニターが実験参加を取りやめる必要が生じた場合は甲へ連絡をすることで、実験参加を取りやめることができます。また、次に定める事由が生じた場合は、甲は、乙に事前通知することなく、本実験を中断、変更する場合があります。

- 1.実験の内容の変更や予約システム、計測機器等の保守を定期的又は緊急に行う場合
- 2.実験の運用上または技術上、一時的な中断あるいは変更が必要と判断した場合

第6条(個人情報の保護)

甲は、本実験の目的に資するために、個人の識別が可能な情報(以下、個人情報)を取得できるものとします。ただし、甲が分析結果を公表する際には、個人が識別できないように処理をします。なお、甲は、当該個人情報を「名古屋大学個人情報保護制度」(URL: <http://www.nagoya-u.ac.jp/extra/pers-info-protect/>) に従い、適切に取り扱うものとします。また、乙は、実験を通じて得た他者の個人情報を、甲の指示に従い適切に取り扱うものとします。

第7条(制限事項)

乙は、本実験にモニターとして参加中、次に定める行為を行わないものとします。当該行為が発覚した場合は、甲は、乙のモニター資格を取り消すことができるものとします。

- 1.本規約上の権利・義務を第三者に譲渡する行為
- 2.本実験の運営を妨害する行為
- 3.本規約に違反する行為
- 5.その他、本規約の履行が困難と認められる事由を生じさせる行為

第 8 条(免責事項等)

1. 甲は、故意または重過失がある場合を除き、本実験において乙に生じた一切の損害について、その責任を負わないものとします。
2. 本実験中、ボランティアドライバーが、法令等に違反する行為を行った場合または故意若しくは過失により事故等を生じさせた場合は、その責任はボランティアドライバーが負うものとします。ただし、ボランティアドライバーは、自身のマイカーへ同乗するモニターに損害を生じさせた場合は、本実験のために乙が加入する旅行傷害保険では補償されない範囲の損害についてのみ賠償責任を負うものとします。

第 9 条(協議事項)

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議の上、速やかに解決するものとします。

私は、国立大学法人名古屋大学が実施する本実験に関しまして、以下の内容について十分な説明を受けました。

<説明を受け理解した項目>

- ✓ 実験の目的と概要
- ✓ 実験期間や使用機器、取得するデータの種類
- ✓ 予測されるリスクとその予防方法
- ✓ 実験参加における謝金について
- ✓ 個人情報と研究データの取り扱い
- ✓ 参加は任意であり、実験途中であっても撤回できること
- ✓ 知的財産権の帰属
- ✓ 制限事項、免責事項について
- ✓ 問い合わせ窓口